

社会福祉法人会計の基礎

～社会福祉法人特有の会計処理と表示を中心に～

令和 8 年 1 月 23 日

公認会計士 柳橋 健

社会福祉法人の会計基準

- ①社会福祉法人会計基準-平成 28 年厚生労働省令第 79 号(以下、「基準」という。)-会計帳簿、計算書類、その附属明細書及び財産目録の作成を定める。
- ②運用上の取扱い-平成 28 年 3 月 31 日付雇児発 0331 第 15 号、社援発 0331 第 39 号、老発 0331 第 45 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知-会計処理について定める。
- ③留意事項-平成 28 年 3 月 31 日付雇児総発 0331 第 7 号、社援基発 0331 第 2 号、障障発 0331 第 2 号、老総発 0331 第 4 号通知-会計処理等の運用上の留意事項を定める。

管理組織の確立

(1) 予算の執行及び資金等の管理

法人は運営管理責任者を定め、内部牽制に配慮した業務分担、自己点検を行い、適正な会計事務処理に努める。

(2) 会計責任者又は出納職員の任命

資産の管理及び帳簿その他の証憑書類の保存等会計処理に関する事務を行わせる。

(3) 施設利用者から預かる金銭等の管理

法人会計とは別に、内部牽制に配慮し個人ごとに管理。なお、将来のサービス提供に係る対価の前受分として利用者から預かる金銭については、法人会計に含める。

(4) 経理規程

(1)～(3)を考慮し、基準に基づく適正な会計処理に必要事項を定める。

参照:留意事項 1

予算と経理

- (1) 事業計画をもとに資金収支計算書を作成し、拠点区分ごとに収入支出予算を編成する。
- (2) 予算に基づいて事業活動を行い、年度途中で予算との乖離等が見込まれる場合は、必要な補正予算を編成する。
- (3) 会計帳簿は、原則として、拠点区分ごとに仕訳日記帳及び総勘定元帳を作成し、備え置く。

参考:留意事項 2

決算

				右以外の法人 下記作成	社会福祉事 業のみ法人	拠点区分1つ の法人	拠点区分1つ の事業区分
計算 関 係 書 類	貸借対照表	法人単位貸借対照表 貸借対照表内訳表 事業区分貸借対照表内訳表 拠点区分貸借対照表	第3号第1様式	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
			第3号第2様式				<input type="radio"/>
			第3号第3様式	<input type="radio"/>			
			第3号第4様式	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	資金収支計算 書	法人単位資金収支計算書 資金収支内訳表 事業区分資金収支内訳表 拠点区分資金収支計算書	第1号第1様式 第1号第2様式 第1号第3様式 第1号第4様式	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
		事業活動計算 書	法人単位事業活動計算書 事業活動内訳表 事業区分事業活動内訳表 拠点区分事業活動計算書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
			第2号第1様式 第2号第2様式 第2号第3様式 第2号第4様式	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
			法人全体の注記 拠点区分ごとの注記	別紙1 別紙2	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	計算書類の附属明 細書	法人全体の附属明細書	別紙3	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
		拠点区分ごとの附属明細書	別紙3	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
財産目録				別紙4	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

毎年度終了後 3か月以内

計算書類－理事会、評議員会での承認
計算関係書類－所轄庁へ提出

参照：留意事項 3

(1)貸借対照表

貸借対照表は、当該会計年度末現在における全ての資産、負債及び純資産の状態を明瞭に表示するものでなければならない。(基準25)

貸借対照表は、資産の部、負債の部及び純資産の部に区分し、更に資産の部は流動資産及び固定資産に、負債の部は流動負債及び固定負債に区分しなければならない。(基準26)

①固定資産

基本財産とその他固定資産に区分

②純資産の部

イ 基本金

ロ 国庫補助金等特別積立金

ハ その他の積立金

ニ 次期繰越活動増減差額

貸借対照表

R×8年3月31日

流動資産	流動負債
	固定負債
固定資産	純資産
基本財産	基本金
その他固定資産	国庫補助金等特別積立金
	その他の積立金
	次期繰越活動増減差額

(2) 事業活動計算書

事業活動計算書は、当該会計年度における全ての純資産の増減の内容を明瞭に表示するものでなければならない。(基準19)

「繰越活動増減差額の部」とは、繰越活動増減差額の増加・減少を記載する場所である。
「繰越活動増減差額」は、企業でいえば繰越利益剰余金に相当するもの

事業活動計算書	
R × 7年 4月 1日～R × 8年 3月 31日	
1. サービス活動増減の部	
2. サービス活動外増減の部	
経常増減差額	
3. 特別増減の部	
当期活動増減差額 (①)	
4. 繰越活動増減差額の部	
前期繰越活動増減差額 (②)	
当期末繰越活動増減差額 (③=①+②)	
基本金取崩額 (④)	
その他の積立金取崩額 (⑤)	
その他の積立金積立額 (⑥)	
次期繰越活動増減差額 (⑦=③+④+⑤-⑥)	

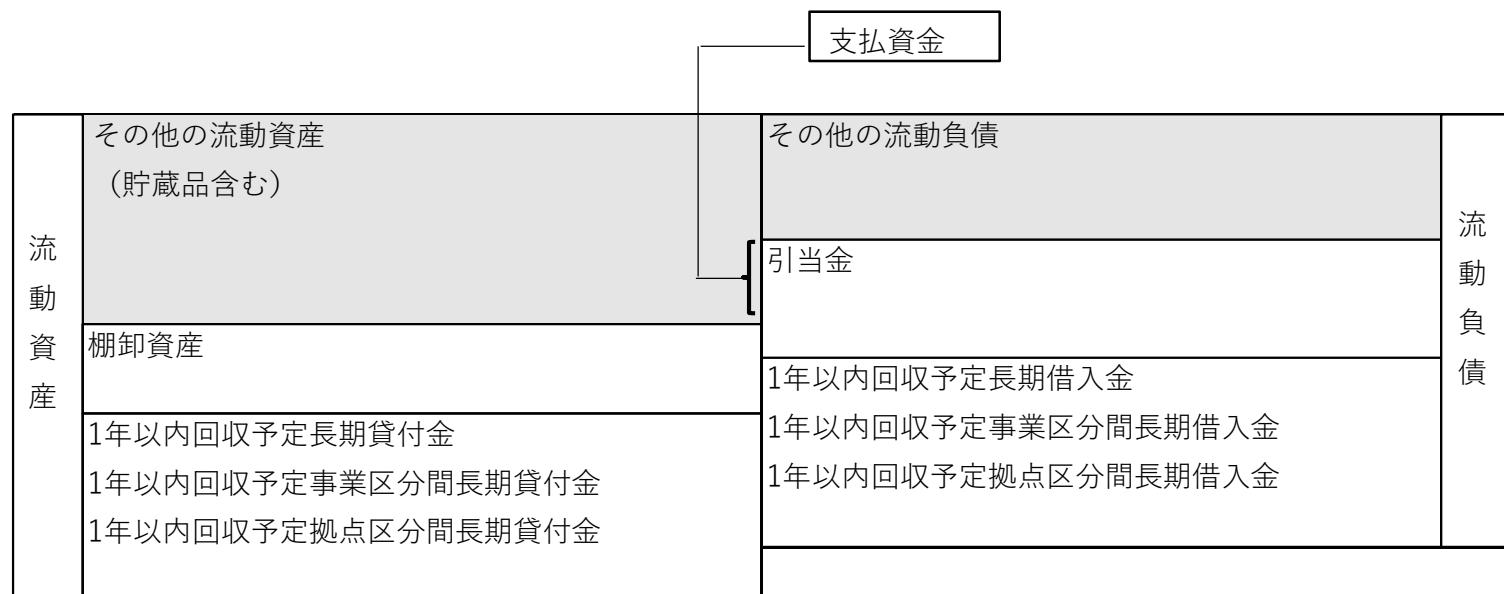
貸借対照表	
資産	負債
	純資産
基本金	
国庫補助金等特別積立金	
その他の積立金	
次期繰越活動増減差額	

(3) 資金収支計算書

資金収支計算書は、当該会計年度における全ての支払資金の増加及び減少の状況を明瞭に表示するものでなければならない。(基準12)

① 支払資金

支払資金は、流動資産及び流動負債(経常的な取引以外の取引によって生じた債権又は債務のうち貸借対照表日の翌日から起算して一年以内に入金又は支払の期限が到来するものとして固定資産又は固定負債から振り替えられた流動資産又は流動負債、引当金及び棚卸資産(貯蔵品を除く。)を除く。)とし、支払資金残高は、当該流動資産と流動負債との差額とする。(基準15)



②資金収支区分

資金収支計算書は、事業活動による収支、施設整備等による収支及びその他の活動による収支の3つの収支ごとに区分される。

1. 事業活動による収支(基準 16①)

経常的な事業活動による収支(受取利息配当金収入・支払利息支出を含む)。

2. 施設整備等による収支(基準 16②)

イ. 固定資産取得及び売却に係る収支

ロ. 施設整備のための補助金、寄附金及び借入金収入、並びに償還金支出

3. その他の活動による収支(基準 16③)

イ. 長期運営資金の借入及び返済

ロ. 積立資産の積立及び取崩し

ハ. 投資有価証券の購入及び売却

ニ. 事業活動による収支及び施設整備等による収支に属さない収支

資金収支計算書

R×7年4月1日～R×8年3月31日

1. 事業活動による収支

2. 施設整備等による収支

3. その他の活動による収支

当期資金収支差額

前期末支払資金残高

当期末支払資金残高

拠点区分及び事業区分について

サービス区分について

本部会計の区分について

- (1) 抱点区分-一体として運営される施設、事業所又は事務所-1つの抱点区分
同一種類の施設を複数経営する場合、それぞれの施設ごとに独立した抱点区分とする。
- (2) 事業区分-各抱点区分で実施する事業が社会福祉事業、公益事業、収益事業の
いづであるかにより、事業区分する。
- (3) サービス区分-抱点区分において実施する複数の事業について、法令等の要請に
より事業ごとの事業活動状況又は資金収支状況の把握が必要な場合に設定
- (4) 本部会計の区分-法人の決定により抱点区分又はサービス区分とすることができます
る。経費は、法人本部の帰属とすることが妥当なもの。

参照:留意事項 4、5、6

作成を省略できる計算書類の様式

- (1) 事業区分が社会福祉事業のみの法人の場合、第1号第2様式、第2号2号様式、第3号第2号様式を省略できる。
- (2) 抱点区分が1つの法人の場合、第1号第2様式、第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式を省略できる。
- (3) 抱点区分が1つの事業区分の場合、第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式を省略できる。

参照:留意事項 7

共通支出及び費用の配分方法

資金収支計算・事業活動計算にあたって、事業区分、拠点区分、サービス区分ごとに複数の区分に共通する支出又は費用を合理的な基準に従って配分する。配分基準はその発生に最も密接に関連する量的基準(例えば人数、時間、面積等又はこれらの複合基準)を選択して適用し、一度選択した基準は、状況の変化により適用することが不合理であると認められるようになった場合を除き、継続的に適用するものとする。収入または収益についても同様とする。

具体的な配分基準は「留意事項」別添1のとおりとする。これにより難い場合には実態に即した合理的な基準によることとして差し支えない。

参照:留意事項 13

基本金

(1) 基本金

ア 運用上の取り扱い第 11(1)

・社会福祉法人の設立、施設の創設及び増築等のための基本財産等を取得するために指定された寄附金

・土地、施設の創設、増築、増改築における増築分、拡張における面積增加分及び施設の創設及び増築時等に初度設備整備、非常通報装置設備整備、屋内消火栓設備整備等の基本財産等の取得に係る寄附金

イ 運用上の取り扱い第 11(2)

- ・資産の取得等に係る借入金の元金償還に充てるものとして指定された寄附金の額
- ・施設の創設及び増築等のために基本財産等を借入金で取得した場合の借入金の返済を目的として收受した寄附金

ウ 運用上の取り扱い第 11(3)

施設の創設及び増築時等に運転資金に充てるために收受した寄附金

(2) 基本金の組入れ(基準第 6 条第 1 項、運用上の取扱い 11)

- ・複数の施設に対して一括して寄附金を受け入れた場合には、最も合理的な基準に基づいて各拠点区分に配分する。
- ・基本金の組み入れは会計年度末に一括して合計額を計上することができる。

(3) 基本金の取崩し

(基準第22条第6項関係、運用上の取扱い12)

事業の一部又は全部を廃止し、かつ基本金組み入れの対象となった基本財産又はその他の固定資産が廃棄され、又は売却された場合各拠点区分において取崩しの処理を行う。該当する基本金を取り崩し、その金額を事業活動計算書の繰越活動増減差額の部に計上する。

参考:留意事項 14

国庫補助金等特別積立金

(1)国庫補助金等特別積立金の積立て

下記の国庫補助金等の収益額を事業活動計算書の特別収益に計上した後、その収益に相当する額を国庫補助金等特別積立金積立額として特別費用に計上して行う。

- ・施設整備事業に対する補助金など、主として固定資産の取得に充てられることを目的として、国及び地方公共団体等から受領した補助金、助成金及び交付金等
- ・自転車競技法第 24 条第 6 号など、いわゆる民 10 間公益補助事業による助成金等
- ・施設整備及び設備整備の目的で共同募金会から受ける受配者指定寄附金以外の配分金
- ・設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金等のうち、施設整備時又は設備整備時においてその受領金額が確実に見込まれ、実質的に施設整備事業又は設備整備事業に対する補助金等に相当するもの

国又は地方公共団体等から受け入れた補助金、助成金及び交付金等の額を各拠点区分で積み立てる。

参照:基準第6条第2項及び運用上の取り扱い第 10

(2) 国庫補助金等特別積立金の取崩し

毎会計年度、国庫補助金等により取得した資産の減価償却費等により事業費用として費用配分される額の国庫補助金等の当該資産の取得原価に対する割合に相当する額を取り崩し、事業活動計算書のサービス活動費用に控除項目として計上しなければならない。また、国庫補助金等特別積立金の積立ての対象となった基本財産等が廃棄され又は売却された場合には、当該資産に相当する国庫補助金等特別積立金の額を取り崩し、事業活動計算書の特別費用に控除項目として計上しなければならない。

参考:運用上の取り扱い第9

【積み立て時】

事業活動計算書

R × 7年4月1日～R × 8年3月31日

- 1.サービス活動増減の部
 - 2.サービス活動外増減の部 経常増減差額
 - 3.特別増減の部

特別収益

施設整備等補助金収益

補助金等の受け入れ

特別費用

國庫補助金等特別積立金積立額

積立金の積み立て

〔取崩し時〕

事業活動計算書

R × 7年4月1日～R × 8年3月31日

- ## 1.サービス活動増減の部

サービス活動費用

減価償却費

国庫補助金等特別積立金取崩額 △

- ### 3.特別増減の部

特別費用

固定資産売却損・処分損

国庫補助金等特別積立金取崩額 △

積立対象となった基本財産等
が廃棄又は売却された場合

棚卸資産の会計処理等

資金収支計算書 - 購入時等に支出として処理

事業活動計算書 - 当該棚卸資産を販売等した時に費用として処理する

参考:留意事項 16

減価償却

(1) 減価償却の対象と単位

- ・減価償却の対象 - 耐用年数が1年以上、かつ、原則として1個若しくは1組の金額が10万円以上の有形固定資産及び無形固定資産
- ・減価償却の単位 - 原則として資産ごと

(2) 残存価額

ア 平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した有形固定資産

- ・取得価額の 10%

- ・耐用年数来しても使用し続ける有形固定資産は、さらに、備忘価額(1円)まで償却

イ 平成 19 年 4 月 1 日以降に取得した有形固定資産

- ・有形固定資産の残存価額はゼロ

- ・償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額(1円)を控除した金額に達するまで

償却

ウ 無形固定資産

- ・無形固定資産については、当初より残存価額をゼロとして減価償却を行う

(4) 耐用年数

原則として「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)による

(5) 償却率等

原則として適用する償却率等は(減価償却資産の償却率、改定償却率及び保証率表)のとおり

(6) 減価償却計算期間の単位

原則として1年を単位とし、年度の中途中で取得又は売却・廃棄した減価償却資産については、月を単位(月数は暦に従って計算し、1か月に満たない端数を生じた時はこれを1か月とする)

(7) 減価償却費の配分の基準

ア 複数の拠点区分又はサービス区分に共通して発生する減価償却費のうち、国庫補助金等により取得した償却資産に関する減価償却費は、国庫補助金等の補助目的に沿った拠点区分又はサービス区分に配分

イ ア以外の複数の拠点区分又はサービス区分に共通して発生する減価償却費は、利用の程度に応じた面積、人数等の合理的基準に基づいて、毎期継続的に配分

参考:留意事項 17

引当金について

(1)徴収不能引当金について

ア 原則として毎会計年度末において徴収不可能な債権を個別に判断し計上する。
イ ア以外の債権(以下「一般債権」という。)については、過去の徴収不能額の発生割合
に応じ徴収不能引当金を計上する。

(2)賞与引当金について

法人と職員との雇用関係に基づき、毎月の給料の他に賞与を支給する場合において、翌
期に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額を賞与引
当金として計上する。

(3)退職給付引当金について 留意事項 21 参照

参考:留意事項 18

積立金と積立資産

(1) 積立資産の積立て

運用上の取り扱い第 19-積立金を計上する際は同額の積立資産を積み立てる
資金管理上の理由等から積立資産の積立てが必要とされる場合-その名称・理由を明確化
した上で積立金を積み立てずに積立資産を計上できる(運用上の取り扱い別紙3(12))
「積立金・積立資産明細書」参照)。

(2) 積立資産の積立ての時期

増減差額の発生した年度の計算書類に反映させるもの
専用の預金口座で管理する場合-決算理事会終了後2か月を越えないうちに行える

(3) 就労支援事業に関する積立金

・指定基準

「就労支援事業収入から就労支援事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない」

⇒就労支援事業-原則として剩余金は発生しない

しかし、将来にわたり安定的に工賃を支給し、又は安定的かつ円滑に就労支援事業を継続するため、特定の目的の支出に備えるためであれば、理事会の議決に基づき積立

(4) 授産事業に関する積立金

授産施設の最低基準:「授産施設の利用者には、事業収入の額から、事業に必要な経費の額を控除した額に相当する額の工賃を支払わなければならない。」

⇒原則として剩余金は発生しない。

基準第6条第3項に規定する「その他の積立金」により、人件費積立金、修繕積立金、備品等購入積立金、工賃平均積立金等の積立金として処理を行うことは可能

積立金を計上する場合には、同額の積立資産を計上することによりその存在を明らかにしなければならない。

参考:留意事項 19

リース会計

(1) リース会計処理について

企業会計のリース会計基準に準じ、契約上、賃貸借となっている土地、建物も含め、ファイナンス・リース取引か、オペレーティング・リース取引に該当するかを判定する。

- ・注記の省略が可能な場合：リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下、リース期間が1年以内
- ・土地のリース取引は、所有権の移転条項又は割安購入選択権の条項がある場合等を除き、オペレーティング・リース取引に該当するものと推定。

(2) 利息相当額の各期への配分について

リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合は、次のいずれかの方法を適用できる。

- ・ リース料総額から利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法

リース資産及びリース債務は、リース料総額で計上され、支払利息は計上されず、減価償却費のみが計上される。

- ・ 利息相当額の総額をリース期間中の各期に配分方法として、定額法を採用できる。

リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合は、下記の割合が 10%未満

未経過リース料の期末残高(※)

有形固定資産及び無形固定資産の期末残高

※ 運用上の取り扱い第1で通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととしたものや、運用上の取り扱い第8に従い利息相当額を利息法により各期に配分しているリース資産に係るものと除く。

参考: 運上の取り扱い第8、留意事項 20

退職給付

職員に対し退職金を支給することを定められている場合には、将来支給する退職金のうち、当該会計年度の負担に属すべき金額を当該会計年度の費用に計上し、負債として認識すべき残高を退職給付引当金として計上するものとする。

①期末要支給額により算定できるのは下記の場合

- ・退職給付の対象となる職員数が 300 人未満
- ・職員数が 300 人以上であっても、年齢や勤務期間に偏りがあるなどにより数理計算結果に一定の高い水準の信頼性が得られない
- ・原則的な方法により算定した場合の額と期末要支給額との差異に重要性が乏しい

②独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の会計処理

追加的な負担が生じない外部拠出型の制度については、掛金額をもって費用処理

③ 都道府県等の実施する退職共済制度の会計処理

退職一時金制度等の確定給付型の場合:約定額を退職給付引当金に計上
(ただし被共済職員個人の拠出金がある場合は、約定の給付額から被共済職員個人が既に拠出した掛金累計額を差し引いた額を退職給付引当金に計上)

簡便法:

- ・期末退職金要支給額(約定の給付額から被共済職員個人が既に拠出した掛金累計額を差し引いた額)を退職給付引当金とし同額の退職給付引当資産を計上する方法
- ・社会福祉法人の負担する掛金額を退職給付引当資産とし同額の退職給付引当金を計上する方法

参考:留意事項 21

資産価値の評価

資産の評価は、基準第4条第2項から第6項の場合を除き、会計帳簿にその取得価額を付さなければならない。

しかし、会計年度の末日における時価がその取得原価より著しく低い資産は、当該資産の時価が取得価額まで回復すると認められる場合を除き、時価を付さなければならない。

著しく低い資産とは、帳簿価額から概ね50%を超えて下落している場合をいう。

参考：基準第4条第3項・第5項、留意事項22

重要性の原則の適用について

重要性の乏しいものについては、会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法の適用に際して、本来の厳密な方法によらず他の簡便的な方法によることができる。

重要性の原則の適用例

- (1) 消耗品、貯蔵品等 その買入時又は払出時に費用として処理する方法を採用
- (2) 保険料、賃借料、受取利息配当金、借入金利息、法人税等にかかる前払金、未払金、未収金、前受金等 前払金、未払金、未収金、前受金等を計上しない
- (3) 引当金 これを計上しないことができる。
- (4) 取得価額と債券金額との差額 満期保有目的の債券について、償却原価法を適用しない
- (5) ファイナンス・リース取引 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行う

参考:基準第2条第1項第4号、運用上の取扱い 1

内部取引の相殺消去

社会福祉法人は、計算書類の作成に関して、内部取引を相殺消去するものとする。

事業区分間取引	異なる事業区分間の取引	資金収支内訳表及び事業活動内訳表で相殺消去
	事業区分間にける内部取引の残高	貸借対照表内訳表において相殺消去
拠点区分間取引	同一事業区分内の拠点区分間の取引	事業区分資金収支内訳表及び事業区分事業活動内訳表で相殺消去
	拠点区分間における内部取引の残高	事業区分貸借対照表において相殺消去
サービス区分間取引	同一拠点区分内のサービス区分間の取引	拠点区分資金収支明細書及び拠点区分事業活動計算書において相殺消去

例えば、就労支援事業のある拠点区分において製造した物品を他の拠点区分で給食として消費した場合には、就労支援事業収益(収入)と給食費(支出)を、内部取引消去欄で相殺消去する。

参照:基準第 11 条、運用上の取扱い4、留意事項 23

計算書類の勘定科目

勘定科目は、留意事項の別添3に定める。

基準第1号第1～第3様式、第2号第1～第3様式は、勘定科目の大区分のみを記載、必要のない勘定科目は省略できる。ただし、追加・修正はできない。基準第1号第4様式、第2号第4様式は、勘定科目の小区分までを記載し、必要のない勘定科目は省略できる。勘定科目の中区分についてはやむを得ない場合、小区分については適用な科目を追加できる。なお、小区分をさらに区分する必要がある場合には、小区分の下に適当な科目を設けて処理することができるものとする。省令第3号第1～第4様式は、勘定科目の大区分及び中区分までを記載するが、必要のない中区分の勘定科目は省略できる。勘定科目の中区分についてはやむを得ない場合、適当な科目を追加できるものとする。

運用上の取り扱い別紙3(⑩)及び別紙3(⑪)については、勘定科目の小区分までを記載し、必要のない勘定科目は省略できるものとする。

勘定科目の中区分についてはやむを得ない場合、小区分については適当な勘定科目を追加できるものとする。なお、小区分を更に区分する必要がある場合には、小区分の下に適当な科目を設けて処理することができるものとする。

制度上認められていない事業種別では、別添3の勘定科目を使用することができない。

参考:留意事項25 別添3

計算書類の注記

		法人全体の注記	拠点区分ごとの注記	項目記載省略
1	継続企業の前提に関する事項	○	×	○
2	資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却方法、引当金の計上基準等計算するおるいの作成に関する重要な会計方針	○	○	×
3	重要な会計方針を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額	○	○	○
4	法人で採用する退職給付制度	○	○	×
5	法人が作成する計算書類並びに拠点区分及びサービス区分	○	○	×
6	基本財産の増減の内容及び金額	○	○	×
7	基本金又は固定資産の売却若しくは処分にかかる国庫補助金等特別積立金の取崩しを行った場合には、その旨、その理由及び金額	○	○	×
8	担保に供している資産に関する事項	○	○	×
9	固定資産について減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高	○	○	○
10	債権について徴収不能引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該債権の金額、徴収不能引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高	○	○	○
11	満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益	○	○	×
12	関連当事者との取引の内容に関する事項	○	×	×
13	重要な偶発債務	○	×	×
14	重要な後発事象	○	○	×
15	合併又は事業の譲渡若しくは譲受けがおこなわれた場合には、その旨及び概要	○	×	×
16	その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項	○	○	×

計算書類に対する注記は、法人全体又は拠点区分で該当する内容がない項目も、会計基準第 29 条第1項第1号、第3号、第9号及び第 10 号を除いて、項目名の記載を省略できない。「該当なし」と記載する。

参照:基準 79 号第 29 条、運用上の取扱い 別紙 1・別紙2, 留意事項 25(2)

関連当事者の範囲

計算書類の注記に付す関連当事者の範囲

- ア 当該社会福祉法人の常勤の役員又は評議員として報酬を受けている者及びそれらの近親者(近親者は3親等以内の親族及び特別な関係にあるもの)
- イ 当該社会福祉法人の常勤の役員又は評議員として報酬を受けている者及びそれらの近親者が議決権の過半数を有している法人
- ウ 支配法人(当該社会福祉法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配しているその他の法人)
- エ 被支配法人(当該社会福祉法人が財務及び営業又は事業の方針の決定を支配しているその他の法人)
- オ 当該社会福祉法人と同一の支配法人を持つ法人

関連当事者との取引に係る開示範囲

- ◆関連当事者との間の取引のうち次に定める取引については、開示を要しない。
 - (1)一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性格からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引
 - (2)役員又は評議員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い

- ◆上記(1)ア及びイに掲げる者との取引
事業活動計算書項目及び貸借対照表項目いずれに係る取引についても、年間1,000万円を超える取引については全て開示対象とする。

◆ 支配法人、被支配法人又は同一の支配法人を持つ法人との取引

① 事業活動計算書項目に係る関連当事者との取引

サービス活動収益(費用)又はサービス活動外収益(費用)の合計の 100 分の 10 を超える取引

特別収益(費用)の各項目にかかる関連当事者との取引については、各項目に属する科目ごとに 1,000 万円を超える収益(費用)について、その取引総額

② 貸借対照表項目に係る関連当事者との取引

資産の合計額の 100 分の 1 を超える取引について開示する。

参考:留意事項 26、運用上の取扱い22

附屬明細書

基準 79 号第 30 条に規定する附属明細書は別紙3(①～⑯)であるが、該当する事由がない場合は、当該附属明細書の作成は省略できる。

(1) 法人全体で作成する附属明細書(別紙3(①)～別紙3(⑦))

(別紙3(①))	借入金明細書
(別紙3(②))	寄附金収益明細書
(別紙3(③))	補助金事業等収益明細書
(別紙3(④))	事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書
(別紙3(⑤))	事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書
(別紙3(⑥))	基本金明細書
(別紙3(⑦))	国庫補助金等特別積立金明細書

附属明細書の中で拠点区分ごとの内訳を示す

(2) 拠点区分で作成する附属明細書

ア 拠点区分で作成する附属明細書(法人全体で作成する必要はない)

(別紙3(⑧))	基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書
(別紙3(⑨))	引当金明細書
(別紙3(⑩))	拠点区分資金収支明細書
(別紙3(⑪))	拠点区分事業活動明細書
(別紙3(⑫))	積立金・積立資産明細書
(別紙3(⑬))	サービス区分間繰入金明細書
(別紙3(⑭))	サービス区分間貸付金(借入金)残高明細書
(別紙3(⑮))	就労支援事業別事業活動明細書
(別紙3(⑯-2))	就労支援事業別事業活動明細書(多機能型事業所等用)
(別紙3(⑯))	就労支援事業製造原価明細書
(別紙3(⑯-2))	就労支援事業製造原価明細書(多機能型事業所等用)
(別紙3(⑰))	就労支援事業販管費明細書
(別紙3(⑰-2))	就労支援事業販管費明細書(多機能型事業所等用)
(別紙3(⑱))	就労支援事業明細書
(別紙3(⑱-2))	就労支援事業明細書(多機能型事業所等用)
(別紙3(⑲))	授産事業費用明細書

イ 基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書(別紙3(⑧))
の取扱い

基本財産(有形固定資産)及びその他の固定資産(有形固定資産及び無形固定資
産)の種類ごとに、なお、減価償却資産がある場合には、当該資産についても記載。

ウ 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))及び拠点区分事業活動明細書(別紙3
(⑪))の取扱い

・介護保険サービス及び障害福祉サービスを実施する拠点

拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))を作成し、拠点区分資金収支明細書(別
紙3(⑩))の作成は省略できる。

・子どものための教育・保育給付費、措置費による事業を実施する拠点

拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))を作成し、拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))の作成は省略できる。

- ・上記以外の事業を実施する拠点は当該拠点

拠点区分資金収支明細書及び拠点区分事業活動明細書のうちいずれか一方の明細書を作成し、残る他方省略できる。

- ・サービス区分が1つの拠点区分は、拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))及び拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))の作成を省略できる。

この場合、計算書類に対する注記(拠点区分用)「4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分」にその旨を記載するものとする。

- エ 就労支援事業に関する明細書(別紙3(⑯)から別紙3(⑯-2))の取扱い
就労支援事業に関する明細書の取扱いは以下のとおりとする。

(ア) 対象範囲

就労支援事業の範囲は以下のとおりとする。

- ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条
第13項に規定する就労移行支援
 - ② 同法施行規則第6条の10 第1号に規定する就労継続支援A型
 - ③ 同法施行規則第6条の10 第2号に規定する就労継続支援B型また、同法第5条第7項に基づく生活介護等において、生産活動を実施する場合については、就労支援事業に関する明細書を作成できるものとする。
- (イ) 就労支援事業別事業活動明細書(別紙3(15)又は別紙3(15-2))について
「就労支援事業販売原価」の計算については、以下のとおりである。
- ① 就労支援事業所で製造した製品を販売する場合

(就労支援事業販売原価) = (期首製品(商品)棚卸高)+(当期就労支援事業
製造原価) - (期末製品(商品)棚卸高)

② 就労支援事業所以外で製造した商品を仕入れて販売する場合

(就労支援事業販売原価) = (期首製品(商品)棚卸高) + (当期就労支援事
業仕入高) - (期末製品(商品)棚卸高)

(ウ) 就労支援事業製造原価明細書及び就労支援事業販管費明細書(別紙3(⑯)
から別紙3(⑰-2))について

① 「製造業務に携わる利用者の賃金及び工賃」は、就労支援事業製造原価明細
書に計上。

また、製造業務に携わる就労支援事業に従事する職業指導員等(以下「就労支援事業指導員等」という。)の給与及び退職給付費用については、就労支援事業製造原価明細書に計上することができる。

②「販売業務に携わる利用者の賃金及び工賃」及び「製品の販売のために支出された費用」は、就労支援事業販管費明細書に計上される。

また、販売業務に携わる就労支援事業指導員等の給与及び退職給付費用については、就労支援事業販管費明細書に計上することができる。

③「就労支援事業製造原価明細書」及び「就労支援事業販管費明細書」について、多種少額の生産活動を行う等の理由により、作業種別ごとに区分することが困難な場合は、作業種別ごとの区分を省略することができる。

なお、この場合において、別紙3(⑯)又は別紙3(⑯-2)の「就労支援事業別事業活動明細書」を作成の際には、作業種別毎の区分は不要とする。

(エ)就労支援事業明細書(別紙3(⑰)又は別紙3(⑰-2))について
サービス区分の各就労支援事業の年間売上高が 5,000 万円以下であって、多種
少額の生産活動を行う等の理由により、製造業務と販売業務に係る費用を区分する
ことが困難な場合

「就労支援事業製造原価明細書(別紙3(⑯)又は別紙3(⑯-2))」及び「就労支
援事業販管費明細書(別紙3(⑰)又は別紙3(⑰-2))」の作成に替えて、「就労支
援事業明細書(別紙3(⑱)又は別紙3(⑱-2))」を作成すれば足りる。

(材料費) = (期首材料棚卸高) + (当期材料仕入高) - (期末材料棚卸高)とする。

この場合、資金収支計算書上は「就労支援事業製造原価支出」を「就労支援事業支出」と読み替え、「就労支援事業販管費支出」を削除して作成する。事業活動計算書上は「当期就労支援事業製造原価」を「就労支援事業費」と読み替え、「就労支援事業販管費」を削除して作成する。また、別紙3(⑯)又は別紙3(⑯-2)の「就労支援事業別事業活動明細書」を作成の際には、同明細書上の「当期就労支援事業製造原価」を「就労支援事業費」と読み替え、「就労支援事業販管費」を削除して作成する。

また、作業種別ごと区分が困難な場合は、省略することもできる。

才 授産事業に関する明細書(別紙3(⑯))の取扱い

(ア) 対象範囲

- ① 生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第5項に規定する授産施設

② 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 2 条第 2 項第 7 号に規定する授産施設

(イ) 授産事業費用明細書について

「授産事業費用明細書」(別紙3(19))を作成する。

参考:運用上の取扱い 26

財產目錄

財産目録

令和 年 月 日現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
I 資産の部						
1 流動資産						
現金預金						
現金	現金手許有高 〇〇銀行〇〇支店他	—	運転資金として	—	—	×××
普通預金		—	運転資金として	—	—	×××
			小計			×××
事業未収金		—	〇月分介護報酬等	—	—	×××
.....	—	—	—
			流動資産合計			×××
2 固定資産						
(1) 基本財産						
土地	(A拠点)〇〇市〇〇町1-1-1 (B拠点)〇〇市〇〇町2-2-2	—	第1種社会福祉事業である、〇〇施設等に使用している 第2種社会福祉事業である、▲▲施設等に使用している	—	—	×××
			小計			×××
建物	(A拠点)〇〇市〇〇町1-1-1 (B拠点)〇〇市〇〇町2-2-2	19××年度 19××年度	第1種社会福祉事業である、〇〇施設等に使用している 第2種社会福祉事業である、▲▲施設等に使用している	×× ××	×× ××	×××
			小計			×××
定期預金	〇〇銀行〇〇支店他	—	寄附者により〇〇事業に使用することが指定されている	—	—	×××
投資有価証券	第〇回利付国債他	—	特段の指定がない	—	—	×××
.....	—	—	—
			基本財産合計			×××
(2) その他の固定資産						
土地	(〇拠点)〇〇市〇〇町3-3-3 (本部拠点)〇〇市〇〇町4-4-4	—	5年後に開設する〇〇事業のための用地 本部として使用している	—	—	×× ×××
			小計			××
建物	(〇拠点)〇〇市〇〇町5-5-5	20××年度	第2種社会福祉事業である、訪問介護事業所に使用している	×× ××	×× ××	××
車両運搬具	〇〇他3台	—	利用者送迎用	×× ××	×× ××	××
〇〇積立資産	定期預金 〇〇銀行〇〇支店他	—	将来における〇〇の目的のために積み立てている定期預金	—	—	××
.....	—	—	—
			その他の固定資産合計			×××
			固定資産合計			×××
			資産合計			×××
II 負債の部						
1 流動負債						
短期運営資金借入金	〇〇銀行〇〇支店他	—		—	—	×××
事業未払金	〇月分水道光熱費他	—		—	—	×××
臨負預り金	〇月分源泉所得税他	—		—	—	×××
.....	—		—	—
			流動負債合計			×××
2 固定負債						
設備資金借入金	独立行政法人福祉医療機構他	—		—	—	×××
長期運営資金借入金	〇〇銀行〇〇支店他	—		—	—	××
.....	—		—	—
			固定負債合計			×××
			負債合計			×××
			差引純資産			×××

・財産目録は、貸借対照表の区分に準じて資産の部と負債の部とに区分し純資産の額を表示する。

・財産目録は、貸借対照表に記載した金額と一致する。

・財産目録は、法人全体について表示する。

参照：運用上の取り扱い別紙4